

体験型観光プログラム利用促進業務 応募説明書

本市では、広島広域都市圏の体験型観光プログラムの利用を促進する割引クーポンをオンライン予約サイト上で発行する体験型観光プログラム利用促進事業を実施することとしており、このたび、業務を受託する事業者を募集します。

1 委託業務内容

- (1) 業務名
体験型観光プログラム利用促進業務
- (2) 委託期間
契約締結日から令和3年3月31日(水)まで
- (3) 業務内容
別紙 体験型観光プログラム利用促進業務基本仕様書のとおり。
- (4) 本業務に係る費用
本業務に係る費用のうち、事務手数料及び販売促進プロモーションに係る費用は1事業者当たり、3,300,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とし、別途割引クーポン原資分を加える。なお、割引クーポン原資分の金額については契約相手決定後に別途通知する。
- (5) 契約担当課
広島市中区国泰寺町一丁目6番34号(広島市役所本庁舎5階)
広島市経済観光局観光政策部観光プロモーション担当
TEL 082-504-2767 FAX 082-504-2253
E-mail kanko-pro@city.hiroshima.lg.jp

2 定義

この応募説明書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 「体験型観光プログラム(以下、「体験プログラム」という。)」
レジャーやアクティビティ、伝統文化体験等の観光体験商品。ただし、単に料理を提供するサービスや施設の入館料等の観光要素又は体験要素のない体験は除く。
- (2) 「オンライン予約サイト」
体験プログラムの予約ができるオンライン上のサイト。
- (3) 「割引クーポン」
オンライン予約サイト上で、体験プログラムの予約時に利用料金の一部として充当できるクーポン。

3 事業者の資格要件等

体験型観光プログラム利用促進業務の委託予定事業者(以下、「事業者」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4及び広島市契約規則第2条の規定に該当していないものであること。
- (2) 広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 応募の日から受託候補者の選定までの間のいずれの日においても、営業停止処分又は広島市の指名停止措置若しくは競争入札資格の取消しを受けていないこと。
- (4) オンライン上で体験プログラムの予約ができ、仕様書に定める種別の割引クーポンを発行できるシステムを有していること。
- (5) 割引クーポン発行時に、ランディングページの作成やインターネット広告等の販売促進プロモーション業務を行うことができること。

- (6) 前項(4)において、応募時点で広島広域都市圏構成市町※のうち、10市町以上を実施場所とするプログラム商品の取扱いがあり、プラン数が100件以上の取扱いがあること。なお、実施場所及び事業者所在地がともに広島広域都市圏構成市町内であるプログラム商品のみを対象商品とする。

※ 広島広域都市圏構成市町

広島県:広島市、呉市、竹原市、三原市、大竹市、東広島市、廿日市市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町、世羅町
山口県:岩国市、柳井市、周防大島町、和木町、上関町、田布施町、平生町

〈計11市13町〉

- (7) 次に掲げる者でないこと。

ア 審査委員会の委員

イ アの委員が自ら主宰し、又は役員若しくは顧問として関係する法人その他の組織及び当該組織に所属する者

- (8) その他本事業を実施する上で必要と認められる要件を具備していること。

4 事業者の募集

- (1) 募集期間

募集開始日から令和2年7月28日(火)までの閉庁日(広島市の休日を定める条例(平成30年広島市条例第49号)第1条第1項第1号から第3号までに掲げる日をいう。以下同じ。)を除く毎日。午前8時30分から午後5時00分まで(ただし、7月28日(火)は正午まで)。

- (2) 提出場所

前記1(5)に同じ。

- (3) 事業者は提出した書類について説明を求められた場合、これに応じなければならない。

- (4) 提出方法

前項の書類を作成し、郵送または持参により提出する。

5 質問の受付と回答

- (1) この説明書の内容等に関する質問を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間 募集開始日から令和2年7月22日(水)までの閉庁日を除く毎日。午前8時30分から午後5時00分まで

イ 受付場所 前記1(5)に同じ。

ウ 受付方法 仕様書等に関する質問書(様式第1号)に記入の上、電子メール又はFAXいずれかの方法で提出すること。

- (2) 前記(1)の質問に対する回答は、電子メール又はFAXにより質問者に直接回答するとともに、前記1(5)において、令和2年7月28日(火)までの閉庁日を除く毎日、午前8時30分から午後5時00分まで(ただし、7月28日(火)は正午まで)閲覧に供するものとし、広島市ホームページにも掲載する。

6 実施企画書の提出

- (1) 実施企画書の記載事項

実施企画書(様式第2号)に必要な事項を記載し、代表者印を押印すること。(ただし、代表者印の押印は正本のみで、副本は正本の複写とする。)

実施企画書に記載する内容は、次のとおりとする。なお、実施企画書に記載する内容は、文書、イメージ図などを用い、具体的に記載すること。

ア 事業者概要

事業者の住所又は所在地、事業者名、代表者名、主な業務内容、連絡先を記載すること。

イ オンライン予約サイト概要

(ア) オンライン予約サイトのサイト名、URL、割引クーポン発行機能の有無を記載すること。

(イ) 応募時点でのオンライン予約サイトに掲載している対象商品の掲載数、掲載市町数を記載すること。

ウ 見積金額

(ア) 本業務に係る費用のうち、事務手数料及び販売促進プロモーションに係る費用の見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）を記載すること。

(イ) 見積金額の内訳

エ オンライン予約サイトの予約方法及び割引クーポンの仕組み

オンライン予約サイトでの予約方法、割引クーポン発行時の利用料金割引の仕組み等を記載すること。

オ 実施する販売促進プロモーションの内容

割引クーポン発行時に実施する対象商品の販売を促すプロモーションの内容を記載すること。

カ 類似実績

オンライン予約サイトでの割引クーポン発行及び販売促進プロモーション業務について、類似実績がある場合は、実施年度、発注者、業務名、業務の概要、受託金額を記載すること。

(2) 提出部数

ア 提出部数 正本1部、副本10部

イ 書式体裁 大きさは、A4判とし、別添の様式に従う。

ウ その他 応募は1者につき1回とし、2回以上の実施企画書が提出された場合は失格とする。また、採用された実施企画書の内容の著作権は広島市に帰属する。

(3) その他の提出物及び提出部数

ア 対象商品一覧（様式任意） 1部

申込時点の商品のプラン名・販売事業者・販売事業者の所在地・実施場所・価格を明記した対象商品の一覧（リスト）を提出すること。なお、プラン名では体験プログラムの内容が推定できない場合は、体験プログラムの内容を補記すること。

イ 広島市税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないことの証明書 1部

発行から3か月以内で原本を提出すること。

(4) 提出期限及び提出場所等

ア 提出期限 令和2年7月28日（火）正午

イ 前記1(5)に同じ。

ウ 持参又は郵送（郵送の場合は、配達証明書付き書留郵便に限る。提出期限までに必着のこと。）により提出すること。

7 審査方法

(1) 応募内容の審査は、体験型観光プログラム利用促進業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 審査委員会の委員は、次の職にある者をもって構成する。

（委員長） 経済観光局観光政策部長

（委員） 経済観光局経済企画課長

経済観光局産業振興部商業振興課

経済観光局観光政策部観光企画担当課長

経済観光局観光政策部観光プロモーション担当課長

(3) 審査方法

審査は提出された書類による書面審査によるものとする。

(4) 審査基準

別紙「体験型観光プログラム利用促進業務における実施企画書等の内容に関する書類審査の適否判定基準」のとおり。

(5) 受託候補者の選定

審査委員会において、受託候補者の資格を有すると判断された応募者を受託候補者とする。

8 審査結果

(1) 審査結果の通知

審査結果は、すべての応募者に、書面により通知する。

(2) 審査結果の公表

契約の締結後、受託候補者全員の商号又は名称、審査結果について、広島市ホームページで公表する。

9 契約の方法等

(1) 受託候補者として選定された者から見積書を徴取の上、随意契約する。

(2) 契約を締結する場合においては、契約締結日までに契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、次に掲げるいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に広島市を被保険者とする履行保証保険を締結したとき。

イ 過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(3) 企画提案の選定後、提案者と協議のうえ企画提案の内容に変更を加える場合、委託料の額を調整することがある。

(4) 受託候補者と協議が整わなかったときは、その選定を取り消すこととする。

(5) 受託候補者が正当な理由なく契約を締結しないときは、その選定を取り消すとともに、選定を取り消された者は、契約予定金額に対する入札保証金相当の損害賠償金（契約予定金額の100分の5）を支払うものとする。

(6) 契約金額は事務手数料及び販売促進プロモーションに係る経費に、割引クーポン原資分を加えた金額とする。

(7) 委託業務終了時に割引クーポンの未使用分や事務経費の不用分が生じた場合、相当額（割引クーポン原資分、事務経費の不用分）を減額して委託料を支払う。

10 その他

(1) 実施企画書及び契約手続等において使用する言語及び通貨は、それぞれ日本語及び日本国通貨とする。

(2) 実施企画書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(3) 提出された実施企画書等は返却しない。

(4) 提出期限後における実施企画書等の差替及び再提出は認めない。実施企画書等について虚偽の記載をし、その他不正行為をした場合は、失格及び指名停止その他の措置を講ずることがある。

(5) 実施企画書に係る内容は、受託候補者を選定する目的以外に、提出者に無断で使用しない。ただし、広島市情報公開条例（平成13年広島市条例第6号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

(6) 募集に参加しようとする者は、審査委員会の委員の選任後から本契約案件の受託候補者選定結

果の公表までの間において、本契約案件に関して、直接、間接を問わず、自らを有利に、又は他者を不利にするように働きかけることを禁ずるものとし、この禁止事項に抵触したと認められる場合は、参加資格を失うことがある。

11 問合せ先

前記 1 (5)に同じ。